

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C店において短時間労働者の販売員として就労していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、自転車で出勤する途中、信号機のない交差点において、中型貨物自動車に衝突され、負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、D病院に救急搬送され、「頭蓋骨骨折、顔面挫創」等と診断され、同月〇日まで入院加療し、その後も同病院にて通院加療の結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の申述及び医学的見解から、本件災害によって請求人に残存する障害として検討すべきものは、頭部及び顔面部の神経障害、顔面部の醜状障害であると認められる。

(2) 頭部及び顔面部の神経症状について、請求人は、常時頭痛があり、眠れないことがあり、左頬は常時ピリピリとした痛みがある旨述べている。

この点、E医師は、「平成〇年〇月〇日時点では、頭痛、不眠、左顔面の異常感覚が続いていた。」と述べ、また、F医師は、「受傷時CTで顔面骨骨折（左頬骨骨折）を認める。CT、MRIで脳実質の損傷は確認できない。現在、頭痛（常時）、左顔面異常感覚、不眠があり、受傷前存在しなかった事から、受傷との因果関係が疑われる。」とした上で障害の程度について、「現在の状態は『通常の労務に服することはできるが、頭痛が頻回に発現しやすくなったもの』に該当する。」と述べており、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人には本件災害によって頭痛及びそれに伴う不眠の症状が残存しているものと認められるものの、外傷性の脳損傷によるものとは認められず、（頭部の神経症状の）程度は、F医師の意見のとおり「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

なお、顔面部の神経症状については、請求人の申述、E医師及びF医師の上記意見から、異常感覚が認められるものであるが、その部位は左頬骨部に限定されており、その範囲が広いものには該当しないことから、当審査会としても障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 顔面部の醜状について、請求人は、左眼の一重瞼が二重瞼に変形していること、また、左眼の下の部分が少しふくらみ、三角の皺ができていた旨主張し、三角の皺が10円銅貨大以上であると主張している。

このうち、請求人の左眼の二重瞼については、請求人の瞼の一部が二重瞼のようにみえることは認められるものの、請求人が「今回の事故によって負傷したとか怪我をし、線が残ったということではないですが、事故後入院中になっていました。」と述べているとおり、本件災害によるものとは認めることはできない。

また、左眼下部の皺については、逆三角形に、それぞれ長さ2.6cm、2.1cm、2.1cmの3本の線条痕が認められるものの、当該線条痕が一体となって癍痕としての醜状を呈しているものとは認められず、請求人が「下を向いたときなど、線が現れます。他の人が普通に見ていると、気づかないかもしれませんが、本人にとっては気になります。」と述べているように、人目につく程度以上のものとも認められないことから、当審査会としても、障害等級には該当しないものと判断する。

(4) したがって、当審査会としても、本件災害によって請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。